

那須地域における山地災害対策に関する協定書

栃木県北環境森林事務所（以下「甲」という。）と栃木県北建設業協同組合（以下「乙」という。）は、山くずれ、土石流、地すべり等、山地に起因する災害（以下「山地災害」という。）対策への協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が連携及び協力して、大田原市、那須塩原市及び那須町内における山地災害の未然防止、減災及び早期復旧に向けた取組を推進することを目的とする。

（実施事項）

第2条 本協定に基づく実施事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 乙は、山地災害危険地区Aランクの箇所を下表のとおり点検し、甲にその結果を報告する
なお、平成33年度以降についても、順次繰り返し実施する

No.	実施年度	実施地
1	平成30年度	大田原市（旧黒羽町・旧湯津上村）・那須塩原市（旧黒磯市）
2	平成31年度	大田原市（旧大田原市）・那須塩原市（旧塩原町）
3	平成32年度	那須町

- (2) 乙は、甲が実施する治山施設点検調査について、次の項目について協力する
ア 甲が求める治山施設の位置や到達ルートについて、乙の有する情報を提供する
イ 甲が、治山施設の更新・修繕に関して意見を求めた場合は、具体的な方法について提案する
(3) 乙は、山地災害と思われる状況を発見した時は、速やかに甲に情報を提供する
(4) 乙は、特別警報の発令、または震度5弱以上の地震の発生の際は、甲と協議の上、山地災害に係る調査に協力する
(5) 甲は、上記により得た情報を関係する市町に提供するほか、第1条の目的を達成するために活用する
(6) その他、第1条の目的に合致し、甲乙の協議により合意した事項

（情報の管理）

第3条 甲は、第2条の事項の実施にあたり必要となる甲の有する情報を乙に提供するものとする。

2 乙は、甲の同意を得ないで、前項で情報提供された事項及び第2条で実施した事項により知り得た情報を、第三者に提供及び開示しないものとする。

（周知・連絡調整）

第4条 乙は、組合員に対して、協定目的の周知徹底及び協定事項の実施のために必要な連絡調整を行うものとする。

（経費）

第5条 この協定に基づき、乙が実施する事項に要する経費は、乙が負担するものとする。

（広報・宣伝）

第6条 甲は、乙がこの協定について、第3条に関わる部分を除き、乙のための広報宣伝活動に活用することを妨げないものとする。

（補償）

第7条 乙は、本協定に基づく活動により、発生した事故等に対し、責任を負うものとする。

（補足）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上、決定するものとする。

（効力）

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を生ずるものとする。

以上のとおり協定した証として、この証書2通を作成し、双方署名の上、各自1通を保有する。

平成30年1月25日

甲 栃木県北環境森林事務所長

川中子正行

乙 栃木県北建設業協同組合理事長

谷黒克守

立会人 大田原市長

津久井富雄

立会人 那須塩原市長

君島寛

立会人 那須町長

高久勝